

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

事業者は特定化学物質または四アルキル鉛を製造し、または取扱う作業については、登録教習機関が行う「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。

当協会は島根労働局の登録を受けて当該技能講習を実施いたします。(登録番号第9号)
(安全衛生法第14条 施行令第6条第18号 特化則第27条)

1. 受講資格 受講資格の制限はないが、満18歳以上の者でないと就業できません。

2. 開催日時・会場・定員

開催月日時	会場	定員
平成30年10月29日～30日 8時50分より (受付 8時30分より)	浜田市原井町908-28 浜田建設会館	60名

3. 科目・時間割

科目		時間割
第一日	オリエンテーション	8:50 ～ 9:00
	健康障害及びその予防措置に関する知識 (休憩10分含む)	9:00 ～ 12:10
	《昼食・休憩》	12:10 ～ 13:10
	健康障害及びその予防措置に関する知識(続き)	13:10 ～ 14:10
	<休憩>	14:10 ～ 14:20
	関係法令(休憩10分含む)	14:20 ～ 16:30
第二日	作業環境の改善の方法に関する知識(休憩10分含む)	9:00 ～ 12:10
	<休憩>	12:10 ～ 13:00
	作業環境の改善の方法に関する知識 (続き)	13:00 ～ 14:00
	<休憩>	14:00 ～ 14:10
	保護具に関する知識(休憩10分含む)	14:10 ～ 16:20
	<休憩>	16:20 ～ 16:30
	修了試験	16:30 ～ 17:30

4. 受講料

受講料	12,312円 (本体 11,400円+税)	}	計 14,256円
テキスト代	1,944円 (本体 1,800円+税)		

5. 申込方法

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

ホームページ「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

(<http://www.shima-roukikyo.or.jp/school/moshikomi.html>)

6. 携行品

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

7. 本人確認について

受講当日に本人確認のため「自動車運転免許証、公の機関が証明した資格証明書(健康保険証等)」を必ずご持参ください。(※個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)

8. 注意事項

共通事項につき、別紙「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

9. お問い合わせ先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号

一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0852-23-1730 FAX 0852-23-1788)

**特定化学物質及び四酢鉛鉛等作業主任者技能講習
受講申込書**

※受講番号
※修了証番号

ふりがな		印	開催月日	受講地
受講者氏名			10月29日 30日	浜田市
生年月日	昭和・平成 年 月 日			
住所	(郵便番号 —)			
現在の勤務先	名称	(TEL — — FAX — —) ※個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。		
	所在地	(郵便番号 —)		
上記のとおり申し込みます。	島根労働基準協会加入の有無		有	無
	受講料等納入方法		月 日 円	
	振込・現金			

※裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。

平成 年 月 日

(一社)島根労働基準協会長 殿

注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください

注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。

【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込みいただいた講習等の的確な実施のために使用するほか、当該科目の再教育等のご案内に使用することがありますので、ご了解ください。